

日教給発第21号

令和元年8月23日

日高市学校給食センター運営委員会委員長 様

日高市教育委員会教育長 中村 一夫

学校給食費の改定について（諮問）

標記の件について、日高市学校給食センター条例（昭和46年条例第27号）第3条第2項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

学校給食費の改定について

2 諮問理由

日高市では、平成20年12月の現行の給食費への改定以降、消費税率の改定や食材価格が上昇する中、献立内容や食材の工夫などの対応により、値上げをせずに給食の提供を続けてまいりました。

平成30年8月には児童・生徒の1人1回あたりの平均所要栄養量を定めた学校給食摂取基準が改正され、エネルギー等の摂取基準量が増加しました。

今後も食材価格の上昇が見込まれる中、学校給食を安定的に提供していくことが、大変困難な状況になると予想されます。

つきましては、学校給食摂取基準に基づいた、学校給食を安定的に提供するための適正な給食費の額について、ご審議をお願いします。